

# ぜんそく患者 新たな闘い

長年にわたり自動車の排ガスによる大気汚染にさらされ、ぜんそくを発症したとして首都圏を中心とした患者約150人が28日、国と自動車メーカー7社に計約1億5000万円の賠償を求め、公害等調整委員会（公調委）に責任裁定を申し立てる。国とメーカー

ーの責任を明確化し、全国一律の医療費助成制度の創設を目指す狙いだ。かつて東京大気汚染訴訟で、元原告の患者らが勝ち取った医療費助成制度が縮小されたことが背景にあり、患者らの新たな闘いが始まる。

(木原育子、大杉はるか)

# 公調委に28日申し立て

「発作が起きたときに本当に苦しい。この発作を乗り越えなければ死んでしまうと、いう思いで、一回一回の発作をみんな死ぬ思いで乗り越えてきた」

東京都内で二十四日に開かれた会見で、申し立ての団長を務める石川牧子さん（六六）＝小平市在住＝が、声をそつ絞り出した。

東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪の六都府県から計百五十三人の患者が、国と自動車メーカー七社に対し、一人当たり百万円の損害賠償を求める。七社はトヨタ、日産、三菱、日野、いすゞ、UDトラックス（旧日産ディーゼル）、マツダだ。

責任裁定では直接的に、

# 国・自動車メーカーへ賠償請求

医療費を全額助成する全国一律の新たな制度の創設を求めるることはできない。そのため、損害賠償を認定してもらい、責任を明確にした上で制度創設に向けて交渉していくことが目的。石川さんは「欲しいのは賠償じゃない。毎日生きていくための制度。それさえあれば、普通の生活ができる。誰だって健康な生活を送りたい」と繰り返した。

裁判は証拠調べなどをして法的判断を下すもので、被害と加害行為の因果関係を調べる「原因裁定」と、損害賠償責任の有無や賠償額を決める「責任裁定」の二つがある。民事訴訟よりも簡単な手手続きと少ない費用で、迅速に被害者を救済するのを目的としている。

そもそも、今回の責任裁定こそ大誤がある。

そもそも、今回の責任裁定には伏線がある。

されても、それまでに診た患者さんの症状は変らない。今回申し立てをされた人たちが〇〇年代に病し、二十年以上も苦ることができた。空気がきれいになりつつあるからと言つて医療費助成制度は必要ない」と理屈は全くかみ合わない」と指摘する。

訴訟に持ち込まなかつたのは「裁判になれば多大の労力がかかるから。期間短縮しながら短期決戦で的を達成するには責任裁判しかなかつた」と切実だ。

調停はこれまで非公式な場で議論される。西日本護士は「メーカー側は出せざるをえなくなる。国

## 「全国一律の新たな救済を」



上 責任裁判申し立てについて話す石川牧子さんと  
下 西村隆雄弁護士=いずれも東京都新宿区で



ではないのではないか。大氣汚染も改善してきており、制度創設の必要はないのでは」と主張。メー  
カ一側に至っては二〇〇七年七  
月から欠席で、「調停を打  
ち切るべきだ」と席に着く  
ことも拒んだ。そして昨年  
十一月に不調に終わつた。